

許可番号：23-ユ-020178

タクト株式会社

返戻金制度について

紹介した採用決定者（求職者）が一身上の都合により 6 ヶ月以内に退職又は本人の責に基づく懲戒解雇等により雇用契約を終了した場合には、領収済みの紹介手数料の一部を、下記期間及び割合に応じて返還するものとする。

1. 入社後 1 ヶ月未満 90%
2. 入社後 3 か月未満 60%
3. 入社後 6 ヶ月未満 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。